

令和3年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月14日）

○出席議員

- 2番 米 田 利 彦
- 3番 村 田 茂
- 4番 板 東 絹 代
- 5番 立 井 武 雄
- 6番 佐 藤 道 昭
- 7番 森 谷 靖
- 8番 藤 枝 善 則
- 9番 佐 藤 富 男
- 10番 春 藤 康 雄
- 11番 川 田 修
- 12番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
教育次長兼社会教育課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
産業建設部長兼建設課長	吉崎英雄
総務課長	富士雅章
チャレンジ課長	入口直幸
税務課長	池田和史
危機管理課長	永井義猛
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和3年松茂町議会第2回定例会会議録

令和3年6月14日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

春 藤 康 雄 議員

（1）財政について

米 田 利 彦 議員

（1）新型コロナウイルス感染症の発生に伴う町の対策について

（2）芝生広場の維持管理について

板 東 絹 代 議員

（1）G I G Aスクール構想について

村 田 茂 議員

（1）通学路の安全対策について

日程第2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 8号 松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第 9号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第9号）

専決第10号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第25号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第26号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第27号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第28号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月14日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから令和3年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。第2回定例会の再開に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私の近所にアジサイの花が咲いています。よく立ち止まって見るんですが、アジサイの花を見ていますと、心が和むといいですか、心が癒やされます。花にはそういう魅力がございます。町内に花があふれることを期待しております。

本日は、町政に対する一般質問の日でございます。4名の方から一般質問の通告を受けております。質問される方は要点を分かりやすく説明し、答弁される方は詳しく分かりやすい答弁をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤禎宏君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました10番春藤議員をお願いいたします。

春藤議員。

○10番【春藤康雄君】　おはようございます。ご指名により、ただいまから、通告してございます私の一般質問に入らせていただきます。

起きれば伝染病が蔓延しておる。いつ果てるとも分からず、何十年、何百年続くかもわ

からない。こういう病原菌がまき散らされております。この恐怖、日々の皆さん健康には十分留意され、共に手を携えて助け合いしもって生きていかな、この病原菌には太刀打ちできませんので、その点、十分お含みおきをして、お友達、兄弟、親子だけじゃなく、人という人、人と人と交わっていただけたら幸いに存じておる次第でございます。

では、ただいまから通告してございます一般質問に入らせていただきます。

私からは、財政についてでございます。

決算カードは、総務省が地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき毎年実施しております地方財政状況調査により作成されたものでございます。地方財政状況調査は、全ての地方公共団体が決算状況について報告する調査であります。総務省はこの結果を分析し、地方財政法第30条の2第1項の規定に基づき、地方財政白書として公表をしているところであります。

決算カードの数値においては、普通会計という全ての地方公共団体に共通する統一的な会計区分を設け、集計するため、他の自治体との比較が可能となっております。

本町の一般会計や各特別会計の決算状況は、地方自治法第233条第3項の規定により承知をしているところでありますが、決算カードの数値については報告いただけていないため、質問をしておるところでございます。決算カードに基づく本町の財政状況について、項目ごとにご答弁をいただきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

では、第1として、財政収支の均衡、いわゆるバランスはどうなっているのか。

形式収支は黒字か赤字か。

実質収支は黒字か赤字か。

実質収支比率はどうなっているのか。

単年度の収支は黒字か赤字なのか。

実質単年度収支はどうなっているのか。

2番、歳入財源は安定しているのか。

財政力指数は高いか低いのか。

歳入科目別の構成はどうなっているのか。

自主財源と依存財源はどうなっているのか。

一般財源と特定財源はどうなのか。

経常的収入と臨時的収入はどうなのか。

3点目、歳出経費についてどうなっているのか。

歳出の目的別分類の構成は何に重点を置かれたのか。

義務的経費と任意的経費はどうなっているのか。

経常収支比率はどうなっているのか。

目的別経費の性質別構成はどうなっているのか。

以上。ご答弁によっては、再問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは、春藤康雄議員のご質問にご答弁を申し上げます。

決算カードは、年度ごとに国が実施している地方財政状況調査の集計結果に基づき、各都道府県・市区町村ごとの普通会計歳入歳出決算額、各種財政指標等の状況について、自治体ごとに1枚のカードにまとめたもので、平成13年度から総務省のホームページで全て公開されております。これらカードの数値を見れば、その自治体の財政力を把握することができます。

それでは、松茂町の令和元年度決算カードに基づき、順次、お尋ねの点についてご答弁をさせていただきます。

まず、大きな1つ目のご質問の財政収支の均衡はどうなっているかのうち、その1、形式収支は黒字か赤字かでございますが、これは歳入総額6億7,601万9千円から単純に歳出総額5億7,242万8千円を引いた額で、プラス3億359万1千円となっております。

次に、実質収支でございますが、これは形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支で、さきの3億359万1千円から繰越額1億7,179万3千円を差し引くとプラス1億3,179万8千円で、黒字となっております。

次に、実質収支比率をお尋ねでございます。標準財政規模に対する実質収支の割合を表し、正数の場合は黒字、負数の場合は赤字を示す指標でございます。通常3%から5%が適当とされており、松茂町は3.7%の黒字であり、健全という評価となります。

次に、単年度収支でございますが、これは当該年度における実質収支の増減額を表すもので、黒字であれば新たな剰余が生じたことを意味し、赤字であれば過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味します。令和元年度の松茂町はマイナス347万5千円で、僅かですが赤字となっております。過去の剰余金が微減したことを示しております。

次に、実質単年度収支はどうなっているかですが、これは、さきの単年度収支に黒字要

素である財政調整基金への積立金などを加え、他方で赤字要素の財政調整基金の取り崩しを差し引いた額で、マイナス3億347万5千円の赤字となっております。これは、当該年度に役場立体駐車場の建設や松茂児童クラブの増築など投資的経費に一般財源を充当した点と、大きいのは、財政調整基金のうち3億円を取り崩し、それを特定目的基金にその3億円の大半の2億3,870万円を積み替えた点などが、形式的な赤字という形でみなされたものです。

次に、2つ目のご質問の歳入財源は安定しているかという大きな問いのうち、これも順番にお答え申し上げます。

まず、財政力指数は高いか低いかでございますが、まず、地方公共団体の財政力指数、これはいわゆる体力を示す指標で、普通地方公共団体の基準財政収入額を基準財政需要額で除して、それで得た数値の過去3年平均となります。この指数が高いほど財源に余裕があるものとされており、1.0に近いほど、もちろん1.0を上回るほど財政力があるとされています。松茂町は0.90で、徳島県内では一番高い数値でございます。

ちなみに、四国4県でも一番高い数値。もう少し広げまして、中四国9県、これ、202市町村でございますが、その中でも、自動車メーカー・マツダが本社工場を置きます広島県府中町の0.91に次いで第2位でございます。もう少し大きく調べまして、全国1,741市区町村中では175位という上位10%に位置しております。

次に、歳入科目別の構成でございます。歳入総額61億7,601万9,000円で、そのうち町税は26億8,694万8千円、歳入全体における構成比は43.5%、国庫支出金は7億2,576万8千円、同じく構成比は11.8%。県支出金は4億6,446万5千円、構成比は7.5%、普通交付税は4億1,639万7千円、構成比は6.7%、地方債は3億3,860万円、構成比は5.5%、その他地方消費税交付金等で15億4,384万1千円となっております。

一番構成比が高い地方税は、前年度26億5,190万円から3,504万8千円の増となっております。この主な増加要因は、コロナ禍以前のことでありますことから、法人税が1,481万1千円増加したことによるものです。

次に、自主財源と依存財源はどうなっているのかでございますが、自主財源は地方公共団体が独自に徴収する財源で、依存財源は国から地方公共団体へ交付される財源であります。歳入総額61億7,601万9千円のうち、自主財源は36億1,389万7千円、歳入における構成比は58.6%、依存財源は25億6,212万2千円、構成比は41.

4%となっており、他の市町村と比べても自主財源の比率は高く、良好と言えます。

次に、一般財源と特定財源はどうかというお尋ねでございます。一般財源は使い道を特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、地方税、地方譲与税、地方交付税など35億608万9千円、歳入における構成比は56.7%となっております。次に、特定財源は一般財源に対し使途が決まっているもので、一般財源以外の国庫支出金や県支出金などが主なもので26億6,993万円、構成比は43.3%となっております。一般財源の構成比が高いということは、行政需要に対応できる余裕、すなわち財政の弾力性があるということになります。

次に、経常的収入と臨時的収入はどうかというお尋ねでございます。経常的収入は継続的・安定的な収入を指し、臨時的収入はそれ以外の特別交付税や地方債収入などを指します。現在、経常的収入として安定的に地方税の収入がありますが、今後は人口減少などにより、税収の増加は厳しいという状況となっております。臨時的収入では、地方債の残高を適正に管理する一方で、一定以上の基金を確保することに留意し、健全な財政運営に努めていく必要がございます。

次に、大きな3つ目のご質問、歳出経費についてはどうなっているか、このうち、歳出の目的別分類の構成は何に重点が置かれたかでございますが、令和元年度目的別分類では、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など社会保障制度に要する費用が19億7,740万8千円、歳出における構成比33.7%と手厚い予算配分となっております。また、令和元年度は総務費の占める割合も高く、11億2,664万6千円、構成比19.2%となっております。これは役場立体駐車場整備工事などの建設費が主要事業として予算の重点配分をされているため、これら建設事業は国費及び起債などを活用して実施をいたしているところ です。

次に、義務的経費と任意的経費はどうなっているかですが、義務的経費は人件費、扶助費、公債費で20億9,652万6千円、歳出における構成比は35.7%となっており、前年度36.6%から若干の減少となっております。この義務的経費が増えてくれば、財政が硬直化していくことを表します。逆に、義務的経費以外の経費、この全てが任意的経費であり、こちらは微増となっております。任意的経費が任意に支出できるという経費でございますから、微増は望ましいというところ です。

次に、経常収支比率はどうなっているかでございますが、これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費などの経常的経費

に町税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど経常的な経費が財政を圧迫して財政構造の弾力性が低いこととなり、硬直化が進んでいることを表します。一般的には75%から80%が適当とされております。令和元年度、松茂町は77.8%で、県内トップの良好な数値となっております。

次に、目的別経費の性質別構成はどうなっていますかというお尋ねでございます。目的別経費では、児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉などの民生費が最も多く、全体の33.7%を占めております。ただ、前年度と比較いたしますと、構成比率は1.3%減少しております。次いで、総務費が19.2%で、前年から2.4%の微増となっております。増加要因の主なものは、性質別経費でいう普通建設事業の役場立体駐車場整備工事などがあげられます。次いで、教育費で、構成比率は14.1%、前年度より0.8%の微増で、主要なものは総合会館非常用発電機更新工事となっております。

次に、その性質別経費ですが、全体を通して、人件費や扶助費、公債費で構成される義務的経費が全体の35.7%を占めています。前年度は36.6%でありましたから、0.9%の減少でございます。目的別で多いところの民生費は、その多くが義務的な経費というところでございます。投資的経費である普通建設事業費は12.6%で、前年度10.5%より2.1%の増となっており、主な事業としては、役場立体駐車場整備工事、新交流拠点施設基本設計、松茂児童クラブ施設増築工事などでございます。

以上のように、議員お尋ねの令和元年度決算カードを確認してまいりますと、我が町は財政状況の推移を表すもろもろの指標から見て、そのいずれもが健全な水準を保っており、健全な財政運営が図られております。

今後は、総合計画、また、総合戦略における主要事業を着実に推進するために、国費・県費を有効活用しつつ、町の貯金である各基金の残高と財源を補う借入金について一定の制限を設けるなど、節度のある財政運営を行ってまいりたいと考えております。また、今後も、歳入予算を超える歳出予算とならないよう、バランスの取れた予算編成を行い、健全な財政運営にしっかりと取り組んでまいります。

以上、質問へのご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 再問をお願いします。

財政指数から現状の財政状況は良好であると判断できるが、松茂町で将来的に問題はないのか、中長期的視点での取組はどういうふうに取り組んでいくのか、お尋ねをしたいと

思います。

○議長【佐藤禎宏君】 森副町長。

○副町長【森 一美君】 春藤議員の再問についてご答弁を申し上げます。

松茂町の財政指数はおおむね良好で、県下最上位の数値となっていますが、春藤議員のご指摘の中長期的な観点から、松茂町の基本的な考え方とその取組についてご答弁を申し上げます。

まず、松茂町の現状から問題点を分析いたしますと、松茂町では平成26年1月をピークとして人口減少が続いております。先日発表されました令和2年の国勢調査速報値では人口1万4,582人で、この5年間で622人減少いたしております。人口減少は地域の衰退に直結する大きな課題でございます。

次に、財政面での問題点として、財源の確保が挙げられます。松茂町の財政指数はおおむね良好であります。年々行政需要が高まる中で、徐々にではありますが厳しさを増しております。

財源確保には、松茂工業団地の例からも明らかなように、企業誘致により大きな効果が期待されます。松茂町では、現在、地区計画を活用することにより企業誘致を推進いたしております。これは今後も継続してまいりたいと考えております。また、企業誘致は、財源確保に資するだけでなく、雇用の場を確保し、町の人口増加につながる施策でもございます。

同様に、財源確保といたしましては、国や県の補助事業を積極的に利用し、行政を推進することも重要でございます。限りある町税などの一般財源を有効に活用するため、最大限補助金を活用する姿勢が求められます。人口減少の中、危機意識を持って、地域の生き残りをかけた知恵と工夫が求められます。

一方で、歳出面の問題点として、中長期的には公共施設の更新がございました。公共施設の更新につきましては大きな経費が必要であり、財政負担の平準化の観点から、公共施設更新等準備基金を創設し、将来への準備を着々と進めているところでございます。今後も更新計画を見据え、基金の醸成に努めてまいります。

今、松茂町は、いまだ経験したことのない人口減少という状況下で行政を進めております。これまでの常識だけでは解決できない時代かもしれません。

本年3月の第1回定例会で吉田町長が所信表明で申し上げましたが、「この状況に反転攻勢をかけ、我がふるさと・松茂町を発展させるためには、オールまつしげで英知を集結

し、地方創生を推進する」必要があります。この春にはその拠点となるマツシゲートが竣工し、コロナ禍という厳しい条件下ではありますが、5月から地方創生のための事業を展開しているところでございます。

議員お尋ねの取組でございますが、直近では、このマツシゲートをフル活用し、地域のにぎわいを興し、活力ある松茂町を目指してまいります。そして、中長期的には、先ほど申し上げた事柄を常に意識しながら、持続可能な行財政運営と、安全・安心で暮らしやすく、活力に満ちた松茂町を目指してまちづくりを推進してまいります。

以上、春藤議員の再問へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 ありがとうございます。

最後にお願いがございます。町がどんなに財政を健全化しても、弾力性を持たせても、最大限に作動しなければ何にもなりません。住民の福祉を可能な限り満たしていくことが行政の基本使命であると認識しておるところであります。住民のニーズがどれだけ満たされているのか、住民の自治の観点からの地域社会の自治体としての意思決定機関であるからには、議会も理事者も住民の信託に応えるべき努力こそ必要ではなかろうかと思えます。責任を持って地域のきめの細かい政策を立て、住民の期待に応えていきましょう。

どうも長時間ありがとうございました。よろしく願いしておきます。

○議長【佐藤禎宏君】 都合により、小休させていただきます。

午前10時37分小休

午前10時38分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました2番米田議員にお願いいたします。

米田議員。

○2番【米田利彦君】 ただいま議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う町の対策についてと交流拠点施設の芝生広場の維持管理について、町の方針や考え方を確認したく、質問いたします。

それでは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う町の対応について、一般質問をさせていただきます。

全国的に感染が拡大する新型コロナウイルス感染症ですが、徳島県内での感染者は、6月13日までに1,646人が確認されております。松茂町においても新型コロナの陽性者が確認される中、何人もの町民から、町はもう少し具体的な公表をしないのかとか、今までのように生活をしていていいのかなどと心配する声が聞かれました。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの周りで何の前触れなく突然発生し、町では限られた時間で調査・分析を行い、学校、社会教育、各種イベントなどの中止や継続について判断・広報することが求められています。

そこで、感染拡大を予防するための町の方針について確認したく、次の質問をいたします。

1点目。町内でコロナ感染者が出た場合、その広報については、県の発表に基づいて、町独自の方法により情報の提供をしていると思われませんが、町民それぞれがこれまでと同様な社会活動や通常の生活をする上で、濃厚接触者の情報やPCR検査の結果において安心できるレベルなのか、または、非常事態となる状況を早急に広報するレベルになっているのかを判断する際に、あらかじめ関係者の間で目安となる基準を共有することで、担当者がしっかりとした判断ができると考えますが、町のマニュアルはどうなっておりますか。

2点目。次に、町の職員に陽性者が確認された場合、公表はしますか。併せて、民間が指定管理をする町の施設等で勤務する職員に陽性者が確認された場合、公表されますか。

3点目。このような事態に遭遇した場合、町のマニュアルはどうなっているのかお伺いします。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは、米田議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまお尋ねの1点目、新型コロナウイルス感染症に係る公表についてのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に国、県、市町村の役割が明記されております。米田議員ご質問の新型コロナウイルス感染症の公表につきましては、国及び県が対応し、情報提供する役割を担うこととなっております。

こうした中で、松茂町では、町内において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、徳島県・徳島保健所が実施する積極的疫学調査に基づき、県が公表する情報を速やかに松茂町のホームページに掲載するなど、町民に対して注意喚起を図っているところでございます。

このため、徳島県が公表した情報以外については、本町といたしましても承知しておりませんので、ご質問にあるように具体的な公表がないとのご指摘をいただいておりますが、今以上情報はございません。

同様に、感染状況が安心できるレベルなのか非常事態のレベルなのかを判断するマニュアルも町にはございません。これも、徳島県・徳島保健所が実施する積極的疫学調査の結果により県が判断するところです。そうでありますので、仮に明らかに町内において感染が拡大する状況にあるということであれば、徳島県・徳島保健所の指導の下、速やかに町長を本部長とする松茂町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染拡大を防止するため、町として、県の情報に基づいて注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

なお、国の基本的対処方針の中では、市町村の事務として、新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施する役割、これを市町村は担っております。本町でもワクチン接種がスピード感を持って円滑に行えるよう、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に、2つ目の職員の感染が確認された場合の公表でございます。

このご質問については、不特定多数の方が利用する役場庁舎や出先機関で発生したということになれば、当該庁舎の利用者に感染の恐れがあることを周知する必要がございます。また、庁舎等の利用を制限し、蔓延を防がなければなりません。

このことから、マニュアルはございませんが、職員の感染が確認された場合、徳島保健所の積極的疫学調査による指導を受けながら当該施設を閉鎖し、業務継続のために代替案を公表する必要があると考えております。その場合に、職員の感染についても、感染者やその家族などへのプライバシー保護に配慮した上で公表するものと考えております。

なお、指定管理者の職員におきましては、本町の対応を踏まえて指定管理者との協議の上、公表できる範囲を判断いたしたいと思っております。

以上のように、町のマニュアルというものは基本的に徳島県・徳島保健所の積極的疫学調査に基づく指導に基づいて対応するというところでございますので、米田議員におかれましてはご了解いただきたいと思います。

○議長【佐藤禎宏君】 米田議員。

○2番【米田利彦君】 先ほどの答弁で、ちょっと重複することがあるかもわかりませんが、確認させていただきます。再問させていただきます。

ただいま新型コロナウイルス感染症の発生に伴う町の対応について答弁をいただきました。

たが、非常事態となる状況を早急に広報しなければならないレベルになっても、町では独自に判断する権限がないため、県の保健所の判断に従うということですが、町職員等への新型コロナウイルス感染症の拡大防止を講じることは、町の判断でできると推測されます。

町職員等の感染による業務停滞を防ぐための対応策として、住民生活への影響を考慮しながらの迅速な対応について再問いたします。

具体的に町職員への新型コロナウイルス感染拡大防止策としてどのような策を講じているのか。先ほども少しおっしゃられたんですけど。

1点目で、町の職員等に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状が出た場合の対応についてはどうされるのか。

2点目では、町職員等が新型コロナウイルス感染症の陽性者と判明された場合の対応策についてはどうなのか。

3点目では、濃厚接触者及び濃厚接触候補者への対応について。それぞれの答弁を求めます。

それから次に、感染者が急激に増加、クラスターが発生した場合ですけど、多数の職員の感染による業務停滞を防ぐための対応策としてどのような策を講じますか。

1点目、役場庁舎への出入りの制限をすとか、臨時に総合窓口を設置するとかの対応についてです。

2点目では、業務を担当する職員の臨時配置等の対応について、これはどういうふうに考えるのか。それぞれ答弁を求めたいと思います。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 米田議員の再問にご答弁を申し上げます。

まず、大きな1つ目、さらにその1つ目でございますが、職員の新型コロナウイルス感染症の拡大予防策についてでございます。

職員に対しましては日頃より、出勤に当たっては検温を行うことを指示するなど、体調管理を徹底し、少しでも体調が疑わしい場合には休暇を取得するよう指導いたしております。

また、今月からは、本町で大規模な工場を立地いたしております大手家電メーカー、パナソニックと協力して、スマートフォンアプリとクラウドを活用したコロナ対策用体温管理システム、これ、新聞報道でもOND' Uという名前で報道されておりますが、これを松茂町職員でも活用したいと考えており、段階的な導入を図っております。当該パナソニ

ックのシステムは、日本経済新聞でも紹介された利便性の高い優れたものであり、職員の感染の予防、また、感染拡大予防に活用してまいりたいと考えております。

次に、2つ目、職員が陽性者と判明した場合には、医師からの出勤許可が出る日までを特別休暇と取り扱い、自宅において隔離するということといたしております。

次に、3点目、職員が濃厚接触者に認定された場合には、認定後実施されますPCR検査によって結果が陽性の場合には、先ほど申し上げました陽性者の扱いでございます医師から出勤許可が出る日までを、結果が陰性の場合には、濃厚接触者に認定されてから14日目までを、それぞれ特別休暇として取り扱うことといたしております。

次に、大きな2つ目のクラスターが発生した場合の対応策についてでございますが、そのうちの1つ目、役場庁舎におきましては、先ほども申し上げましたように、一日も早く施設が再開できるように速やかに消毒を実施いたします。閉鎖の間、米田議員がおっしゃられたとおり、出入口の制限や別の部署に臨時の窓口を設けるなど、役場業務の維持・継続に努めてまいります。

2つ目のうちの2つ目でございます。職員体制についてもご心配をいただいたところで、これはもちろん緊急時の臨時配置が必要であることと考えております。他課からの応援要請など、役場業務が継続できるための体制づくり、これを図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性のある病気です。職員一同感染防止対策を徹底しておりますが、万一職員に感染者が発生した場合でも、住民サービスの低下を招くことがないよう業務継続の確保に努めてまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、米田議員の再問に対するご答弁とさせていただきます。よろしくご了解ください。

○議長【佐藤禎宏君】 米田議員。

○2番【米田利彦君】 答弁をいただきました。今後、町のマニュアルがない事項等については、状況に応じてタイムリーな対応が求められ、必要に応じてマニュアルの作成や追加等、迅速な対応は期待します。

これで新型コロナウイルス感染症発生に伴う町の対応についての一般質問を終わらせていただきます。

続きまして、質問の2でございます。交流拠点施設の芝生広場の維持管理について、一般質問をさせていただきます。

近年、公園や広場の芝生化が進められていますが、その効果として、芝生の感触や匂い

などを直接体感できることで、幼児期の行動や発育・発達により影響を与えられることが日本各地で報告されております。

松茂町でも、町の一大事業として運動公園グラウンドから芝生の広場へと生まれ変わりました。しかしながら、その維持管理の難しさや多額の費用を要することから、全国的にもなかなか普及しない現状があります。

私は前職で総合体育館に隣接する通称タコ公園の芝生広場の管理をした経験がございます。芝生は水はけのよい土壌でないと元気に育つことができません。芝生広場の排水には、芝生を植える土壌面にやや傾斜をつけて表面で水を排水する表面排水と、芝生を植える前に土壌に暗渠排水を埋めておく地下排水があります。この暗渠排水は水はけが劇的によく、事前に暗渠排水をしていくことで芝生にとってはベストな環境で、先ほどのタコ公園には暗渠排水がありました。交流拠点施設の芝生広場は、施工の状況から見て暗渠排水ではないと思われま

す。次に、芝生広場の散水ですが、以前、タコ公園では用水路から水中ポンプでくみ上げ、スプリンクラーの散水を実施していましたが、交流拠点施設の芝生広場では、現在、安定した散水ができる施設がないと思われま

す。そこで、このたび施工された芝生広場の維持管理について、次の質問をさせていただきます。

1点目。先ほども申しましたが、芝生は水はけがよいところを好む植物でございます。健康な芝生を育てるには、適した土壌を知り、適した状態にしておくことが大切になりますが、水を効率的に排水することができる排水施設はどのようなものになっているかお伺いします。

2点目。次に、芝生の管理で思い浮かぶことといえば、芝刈り、目土、水やり、肥料と、このようなことが気になりますが、芝生の手入れの基本である安定した散水、水やりの方法について、どのようにされているかお伺いします。

3点目。最後に、芝生の管理業務に要する予算で、どのような項目で、内容はどのようなになっているのかお伺いします。

以上でございます。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 米田議員2つ目の問いであります芝生広場の維持管理についてご答弁をさせていただきたいと思

議員のおっしゃるとおり、松茂町交流拠点施設マツシゲートには、昨年度の整備工事において約6,500㎡の芝生広場を設置いたしております。天然芝の広場は交流拠点施設の大きなアピールポイントであり、町としても、維持管理を適切に行わなければならないと認識をいたしております。

そこで、お尋ねの1つ目、排水施設、これは水を抜くという方の排水施設であります。マツシゲートの芝生広場は日本芝であるコウライ芝を採用しており、コウライ芝の下には育成に適した真砂土を厚さ10cm敷設いたしております。また、コウライ芝は、ご指摘のように水はけの悪い土壌を好みませんので、透水性を確保するため、真砂土の下に砕石を厚さ10cm敷設いたしております。

天然芝を植えている近隣運動施設では、使用目的の性質上、スポーツ等の競技場の表面を平滑にする必要があるため、暗渠による地下排水を行っている例が多うございます。しかし、本施設は多目的の広場施設ということもありまして、表面排水を促す十分な勾配が取れることから、暗渠による排水は行ってはおりません。

令和元年度版「都市公園技術標準解説書」によると、一般的に芝生広場の降雨量の全てが暗渠で排水するものではなく、土壌、芝などに保水されたり、地温、気象などにより蒸散されたりして、実際には降雨量の10%から20%が暗渠により排水されるものと考えられます。よって、降雨量のほとんどは表面排水で排水される想定となっております。

このことから、マツシゲートでは表面排水に重点を置き、芝生の周囲にU字側溝を設けるとともに、芝生広場には北側が高く南側が低くなるように約0.54%の勾配をつけております。広場周囲のU字側溝を通じて施設南側の水路に雨水を放流する設計でございます。

なお、国土交通省の「公園緑地工事共通仕様書」によると、広場施設の表面排水勾配の設定については0.5%から1.0%が適当であると記載されているため、マツシゲートの0.54%の勾配、これは問題なく排水できるものと考えております。実際、過日の町制施行60周年記念式典及びマツシゲート落成式の前日には大雨がございました。その際も問題なく翌日の式典の際には排水が進んでおりました。

また、今後、芝生広場を一般開放した後、土壌が踏み固められたときには、土壌に穴を空け空気を送り込むエアレーションや、へこんでいるところに目土を入れ芝生のレベルを調整する不陸調整を実施するなど、適正な管理により、水はけのよい土壌が確保できますよう努めてまいります。

次に、2点目、水やりの方法についてのご質問でございます。

現在、スプリンクラー10台を設置して実施いたしますとともに、南側水路の用水を1トンタンク2つに給水ポンプでくみ上げて、車により散水もいたしております。さらに、今後40mmのスプリンクラー3台を増設する予定で、これらを稼働することにより十分な水やりが可能であると考えております。

次に、3点目、管理業務に要する予算のご質問でございますが、芝の刈り込みは職員が実施いたしますので、芝刈機の購入費として備品購入費に170万円、委託料として、目砂散布、施肥、薬剤散布等を周辺の樹木管理と合わせて管理業務として専門業者に委託する費用が317万8千円でございます。また、水道料金として、施設全体で168万5千円を予算としております。

前段にも申しましたが、交流拠点施設マツシゲートの天然の芝生広場は大きなアピールポイントであります。秋には子どもたちがはだしで駆け回り、図書館で借りた本を寝転んで芝生で読書することなど、多くの方が楽しんでいただけるよう適切な維持管理を行ってまいりますので、ご理解、ご支援のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私から米田議員へのご答弁とさせていただきます。ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 米田議員。

○2番【米田利彦君】 ただいまご答弁をいただきました。

芝生広場の維持管理については、効率的な排水施設と安定した散水ができる設備で芝の適切な管理ができているのか、また、管理に必要な予算の確保ができているのかの質問でございました。

今年の町の一大事業である施設でメインの芝を枯らさないためにも、適切な管理を期待して、交流拠点施設の芝生広場の管理についての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 都合により、小休いたします。

午前11時05分小休

午前11時15分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました4番板東議員にお願ひいたします。

板東議員。

○4番【板東絹代君】 それでは、議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は、G I G Aスクール構想でございます。

子どもの頃からI C T環境になじみ、将来の社会で生き抜く力を育むために、1人1台の端末環境を備えた学校の在り方を政府が推進していくというのがG I G Aスクール構想です。

2019年12月13日に閣議決定され、その後、新型コロナウイルスの影響を受け、1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークなど学校I C T環境の整備、G I G Aスクール構想が大幅に前倒しとなりました。デジタル革新が進む時代に生きる子どもたちが鉛筆やノートと同じように自分専用のパソコンやタブレット端末を持ち、授業で活用することが当たり前となる環境が整備され、子どもたちの自信とやる気につながっていく新たな学びの実現に向けて、全国の自治体・学校では着々と導入が進められています。

また、その一方では、導入が進んだ学校でも、その活用度合いや運用には大きな差があり、自治体・学校間での子どもたちの学びに格差が生まれることが懸念されているようです。

そこで、本町の小・中学校におけるG I G Aスクール構想について、5点お伺いします。

1点目、1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークなど全校生徒が同時にネットを使っても問題の起きない学校I C T環境の整備はできていますか。

2点目、1人1台のパソコンやタブレット端末を使用して新たな学びの実現にどのように活用するのですか。

3点目、W i - F iの通信が途切れたり遅くなったりして授業が滞ることもあり、教員ではトラブルに対処できないということも考えられます。I C T支援員の配置は考えられていますか。

4点目、タブレット端末を自宅に持ち帰って家庭学習に活用する際の小・中学校が定めた独自の活用ルール等、考えられていますか。

5点目、インターネット上のトラブルに巻き込まれないための取組を行っていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 板東議員ご質問のG I G Aスクール構想に

ついて答弁申し上げます。

国の掲げるGIGAスクール構想は、平時・有事を問わず、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びの推進を目標に、災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現することを目指してスタートしたものです。松茂町といたしましても、将来のIT社会を生き抜く子どもたちを育てるため、この目標に向かって取り組んでおります。

まず、議員ご質問の1点目、学校のICT環境整備についてでございますが、既に小・中学校全ての学年の児童生徒に1人1台の学習用タブレット端末を配付し、その端末が同時稼働しても支障のない高速大容量のネットワーク整備工事が完了しております。

次に、2点目の新たな学びの実現への活用でございますが、カメラや録画録音機能、調べ学習など、タブレット機能の初歩的な活用から、グラフ化、データ比較、プログラミングなどの比較的難しい機能の活用など、教科や発達段階に応じた学習への活用を、できることから積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

3点目、ICT支援員の配置でございますが、今年度は児童生徒がICTに触れる初めての年となりますため、導入段階で苦手意識を生むことなく、楽しくICTを活用できるよう、今年度当初予算においてICT支援員の配置を予算計上させていただき、既に発注済みでございます。

4点目、タブレット端末の家庭学習活用ルール等についてでございますが、現時点では、まず、児童生徒がタブレットを扱えるようになることが最優先と考えており、家庭学習に活用することは次の段階であると考えております。しかし、国の目指す、学校の臨時休業等の緊急時にもICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境を実現するために、家庭学習への活用は今後必要になってくるものだと認識しております。そのためにも、県や他の市町村の取組を研究し、そのデータを収集して、最も松茂町に合ったシステムづくりを行いたいと考えております。

最後に、5点目のインターネット上のトラブル回避の取組についてでございますが、児童生徒がタブレット端末を使ってインターネット検索等を行う際、悪質なサイトにアクセスすることのないよう、導入時からフィルターソフトを挿入し、トラブル回避に努めております。併せて、インターネット使用における情報モラル教育を行うなど、学校現場と協力しながら、今後も児童生徒のトラブル回避に細心の注意を払って取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 今ご答弁いただきました中で、2点再問させていただきます。

今、ICT支援員の配置のところですが、現段階では発注済みということでありましたが、分かっていることをお答えいただければと思いますので、ICT支援員の配置をどのようにお考えかをお尋ねします。

2点目、報道によりますと、県内でタブレット端末の一部にバッテリーの不具合が確認されています。本町にも同じ機種が導入されていますが、安全性に問題はありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 板東議員の再問について答弁申し上げます。

まず、ICT支援員の配置についてでございます。

松茂町には小・中学校合わせて4校ございますので、基本的には週に1日ずつの勤務とし、不具合があった場合の解消や各校から希望があった場合の対応のため、フリーとなる日も設けます。

また、業務内容といたしましては、タブレットを用いた授業における児童生徒への操作方法のアドバイス、ネットワークやタブレットなどの不具合などの解消、故障した場合の対応、また、今後想定されるオンライン学習の準備に関する支援など、ICTに関わる業務全般を考えております。

次に、タブレットの不具合についてでございますが、現在、松茂町に設置しているタブレットには、先日から報道されておりますようなバッテリーの不具合は報告されておられません。報道された不具合の原因は、現在、徳島県主導で納入業者による詳細な調査を行っており、原因が明らかになるまでの間は、同様の事故を予防するため、充電保管庫の電源を放課後に切り、翌朝に入れるという対応をお願いしております。また、安全性の再確認のため、納入業者による全台数の点検を早急に行い、安全性の確保に最善を尽くすこととしております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 子どもたちに被害が起きてからでは遅いので、安全性の点検はこれからも欠かせないと思いますので、よろしくお願いいたします。

G I G Aスクール構想で教育 I C Tに変革がもたらされようとしています。子どもたちの新しい学びの環境を進めていく中で、課題も増えるかもしれませんが、未来を担う子どもたちの教育をさらに推進するために、今後は、夏休み、冬休みの休暇等で家庭学習にタブレットが活用できるように、システムづくりを進めてくださることを最後をお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

以上でG I G Aスクール構想について一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 都合により、小休させていただきます。

午前11時28分小休

午前11時30分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました3番村田議員にお願いいたします。

村田議員。

○3番【村田 茂君】 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回の質問事項につきましては、通学路の安全対策ということについて質問をさせていただきます。

本町の議会の議事録を確認したところ、平成28年の第2回定例会ですか、そのときに板東議員が一般質問をこの同じ項目でされておりますが、既に5年を経過しておりますので、私の方が再度させていただきます。

そして、平成31年の3月に文部科学省から「通学路の交通安全の確保の徹底について」というような通知が出されております。これは、これまででもいろいろと対策を実施してきておりますが、依然として事故が発生しているという背景があるものと思われま。それで、今回、私が改めて質問をさせていただきます。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

登下校中の何の落ち度もない児童が車にはねられ命を落とすという痛ましい事故が毎年よう報道されております。このような事態に対し、文部科学省では、通学路の安全対策の取組を地方自治体に求め、これは、確か平成24年の4月に京都府の亀岡市で発生した登下校中の児童の列に自動車が入るとい大きな事故がございました。これによりまして、この平成24年の5月に全国一斉に緊急合同点検が要請され、平成24年の8月に緊急合同点検の実施が全国的に行われたということがございます。

その後、平成29年の調査で、教育委員会、学校による対策箇所の99%が対策済みとなり、交通安全のための推進体制も市町村の97%で構築されておるそうです。

また、この安全対策は、地域での関係機関の連携による継続的な取組が必要であり、地域が一体となった推進体制を構築し、地域ごとに策定される基本の方針に基づく対策の実施、さらに改善・充実、つまりPDCAサイクル。本町もいろいろ連絡会議が結成されておると思いますが、教育委員会、道路管理者、学校、PTA等で推進を強化しておるものと思われま。加えて、町民の協力を得るための適切な情報発信が重要とも述べられております。

児童に安全な道路ということは、つまり、高齢の方、身体が不自由な方、乳幼児を連れた親御さんなど全ての方々にも安全であると言えます。

そこで、本町における安全対策の現状、つまり、点検等の実施方法、また、事故の有無のみではなく、安心して歩くことができる通学路となっているかについて、本町の体制や現況についてお伺いをいたします。また、併せて、最近の通学路周辺の歩道整備などについてもお伺いしたいと思います。ご答弁、よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤慎宏君】 鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 村田議員ご質問の通学路の安全対策について答弁申し上げます。

近年、通学中の子どもたちを巻き込んだ痛ましい事件・事故が頻発する中、通学路の安全対策に関しましては、常に学校現場と連携し、安全性の確保に取り組んでおります。

その取組の1つとして、松茂町通学路交通安全・防犯プログラムを策定し、警察、国県町道の道路管理者、総務課、福祉課、教育委員会、学校をメンバーとする通学路安全推進会議を設置し、通学路の安全確保のため、会議のメンバーとスクールガードリーダーが参加して、夏頃に通学路合同点検を行っております。

また、この会議では、議員ご指摘のとおり、点検と対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実という通学路安全確保のためのPDCAサイクルを構築し、保護者に対するアンケートを行うことによる危険箇所の把握、点検内容に応じて通学路の見直しを行うなど、通学路の安全性の向上を図っているところでございます。

また、元警察官の方によるスクールガードリーダーの見守り活動や、町内3カ所に交通指導員を配置し登校時の交通指導を行っているほか、学校単位でも、保護者の徒歩授業参観や警察による交通安全教室を行うとともに、保護者との連携により常に通学路の安全性

に留意し、必要に応じて随時、通学路を変更するなど、柔軟な対応を行っております。

これに加え、通学路の危険箇所には、PTA活動の一環で早朝から保護者が立哨して子どもたちに声かけをしたり、教職員も通学路途中で待機するなどして、子どもたちが安心して登校できる環境づくりに努めております。

また、昨年度からは、コミュニティスクールの一環として、地域の方々が自宅前に出て登校する子どもたちを見守るなどのボランティア活動に進んで参加していただき、地域の子どもたちの安全を地域全体で見守る体制もできつつあり、大変ありがたいことだと感じております。

また、下校時にも教職員が通学路途中で誘導するほか、警察との連携による危険箇所のパトロール強化や下校時安全パトロールによるシルバー人材センターの方々の見守り、地域安全推進委員会の皆様による青色回転灯装備車のパトロール、また、地元の方々もボランティアで下校時の子どもたちを見守ってくれるなど、地域を挙げて子どもたちの安全を見守っていただいております。

とはいえ、近年の痛ましい事件・事故の中には通常では想定できない悪質なものもあり、どれだけ注意をしてもし尽くせるものではありません。常に危機感と緊張感を持ちながら、今後も、未来を担う子どもたちがより安全に安心して通学できるよう、保護者の皆様や学校現場はもちろん、地域全体で地域の子どもの安全を見守ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様もご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 吉崎産業建設部長兼建設課長。

○産業建設部長兼建設課長【吉崎英雄君】 村田議員ご質問の通学路周辺の歩道整備等について答弁申し上げます。

道路は歩道が整備されていることが安全上望ましいことですが、道路幅が確保できない箇所など、歩道整備が十分できていないのが実情でございます。

歩道が設置されていない道路においては、路側帯部分を視覚的により明瞭にし、交通事故防止を目的として、グリーンラインが設置されております。

本町では、このグリーンラインを平成28年度から令和元年度にかけて、桜橋から松茂小学校まで約650mに設置しています。安全対策として、ポストコーンにより車道と歩道を区分し、「通学路」の表示を行うとともに、松茂小学校正門前には自動車の減速を促す路面標示も施工しています。

また、平成28年度に北川向地区において、通学路を確保するため、幅約3m、延長約77mの歩道整備を行っています。

令和2年度には、松茂4号線自衛隊正門東側において、道路改良により延長約100mの歩道を確保するとともに、グリーンラインとポストコーンにより安全対策を行っています。また、喜来小学校正門前には交差点の路面標示及び停止指導線を設置しています。

令和3年度の通学路に関連する工事につきましては、昨年度に引き続き、中喜来51号線の道路拡幅を行い、笹木野67号線旧自衛隊北上宿舎東側において、ガードパイプ及び舗装の補修を予定しています。

今後とも、登下校中の子どもたちの安全・安心を確保するため、関係機関と連携を図りながら安全対策を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 村田議員。

○3番【村田 茂君】 ただいまは教育次長並びに産業建設部長から明快かつ詳細なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。松茂町のこの問題を重要と考え取り組む姿勢がよく理解できました。

今後は、通学路の安全点検と交通安全指導などにより、他の市町村に負けない体制の改善と充実を期待いたしまして、本日の私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終了いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第6、議案第28号「令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」まで、承認1件と議案4件を一括して議題といたします。

以上、承認1件と議案4件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件と議案4件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件と議案4件については、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時46分小休

午前11時47分再開

○議長【佐藤禎宏君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第8号 松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第9号 令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)

議案第25号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第27号 令和3年度松茂町一般会計補正予算(第2号)(所管分)

以上が総務常任委員会に付託する承認1件、議案2件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第9号 令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)

以上が産業建設常任委員会に付託する承認1件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第9号 令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)

専決第10号 令和3年度松茂町一般会計補正予算(第1号)

議案第26号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例

議案第27号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）

議案第28号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

以上が教育民生常任委員会に付託する承認1件、議案3件でございます。よろしくお願
いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、
先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただきまし
たわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件及び議案4件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに
決定いたしました。

念のため、委員会の日程についてを事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面の方をご覧ください。
各常任委員会の日程でございます。

教育民生常任委員会、6月16日、水曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、6月16日、水曜日、午前11時から。

総務常任委員会、6月16日、水曜日、午後1時30分から開催いたしますので、よろ
しくお願いたします。

以上でございます。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月15日から6月21日までの7日間は、委員会審査のため休会したいと思います
です。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月15日から6月21日までの7日間は、休会と決定いたしました。

次回は、6月22日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時52分散会